

1. 観光産業企業年金基金とは？

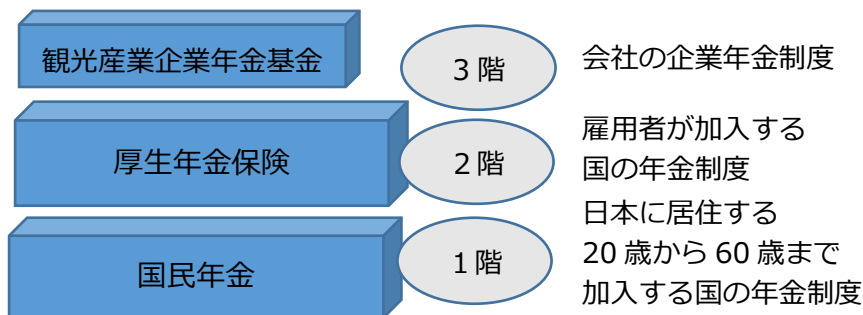
観光産業企業年金基金は、観光産業に働く人々の夢を未来に繋ぐ企業年金として加入員等やその遺族の生活の安定と向上のために設立されました。

名 称	観光産業企業年金基金
設立年月日	平成 27 年 10 月 1 日 厚生労働大臣認可 関基第 015783 号 (日本旅行業厚生年金基金から代行返上して設立)
代 表 者	古木 康太郎 ((株) グローバルユースビューロー)
設 立 形 態	確定給付企業年金 (DB) キャッシュ・バランス・プラン

2. 企業年金とは？

企業年金とは、企業が独自で年金制度を運営し年金を支給していく制度です。日本の年金制度を建物に比喻すると、日本に居住する人が加入する**1階部分**の国民年金と、雇用者が加入する**2階部分**の厚生年金保険があります。観光産業企業年金基金は、**3階部分**の企業年金にあたります。将来、国の年金制度から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」が受けられ、観光産業企業年金基金から「老齢年金」を受けることができます。

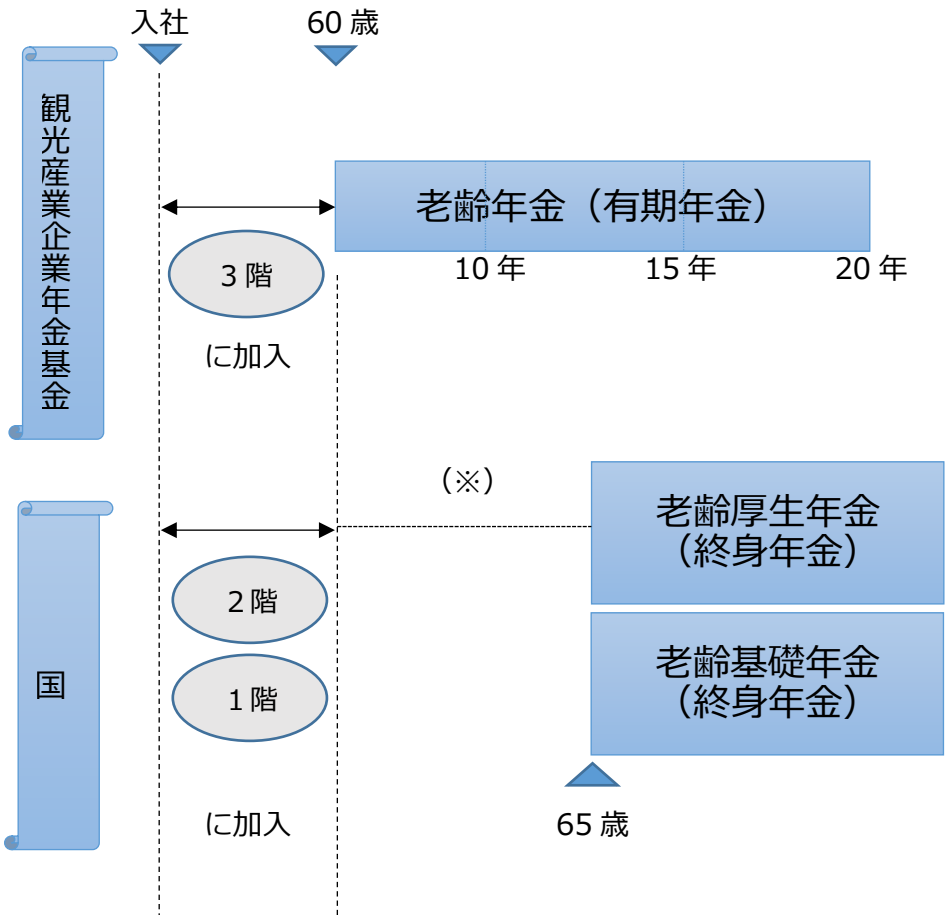
✿観光産業に働く加入員が加入する年金制度



観光産業企業年金基金の掛金は会社が負担します

加入員の負担はなく、会社が全額負担します。
国の年金制度の保険料（厚生年金保険料、国民年金分含む。）は、会社と加入員が半分ずつ負担します。

✿将来受ける年金のイメージ



※老齡厚生年金（(※)報酬比例部分）は、性別、生年月日によって受給開始年齢が異なります

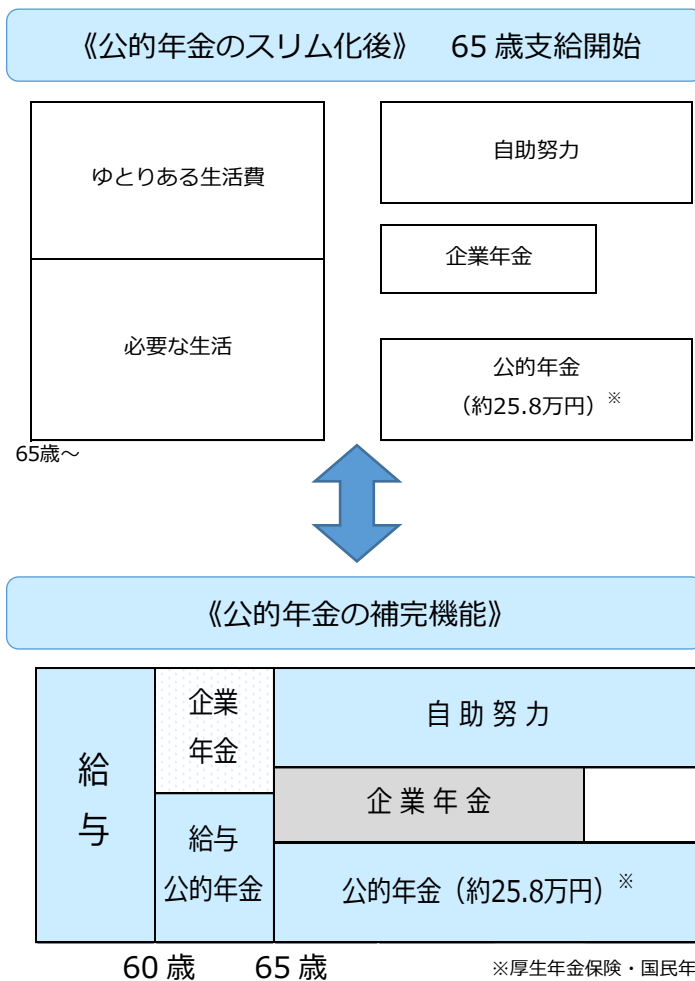
2. 企業年金制度の必要性

※企業年金制度の役割

- ・社員の老後の所得を保障
- ・老後生活の必要経費と所得とのギャップの解消を担う(つなぎ年金の活用)

※企業年金制度のメリット

- 退職金の積立手段として有効(平準化)
- 掛金は全額損金算入



※厚生年金保険・国民年金事業年報
(平成25年度版)

3. 観光産業企業年金基金の概要

(1) 加入会社の範囲

- ・一般社団法人 日本旅行業協会の会員等
- ・一般社団法人 全国旅行業協会の会員等
- ・上記の会員以外の観光産業に関連のある会社等

(2) 加入対象者

上記(1)の会社に勤務する厚生年金保険に加入している65歳未満の方

※勤務する会社の就業規則に基づく

4. 観光産業企業年金基金の特徴

(1) 確定給付年金

- ・将来の年金給付額が想定可能な企業年金
- ・定率拠出・変動年金型の「キャッシュ・バランス・プラン」
- ・本人が選択する有期年金(10年・15年・20年)

(2) 業界共通の福利厚生制度

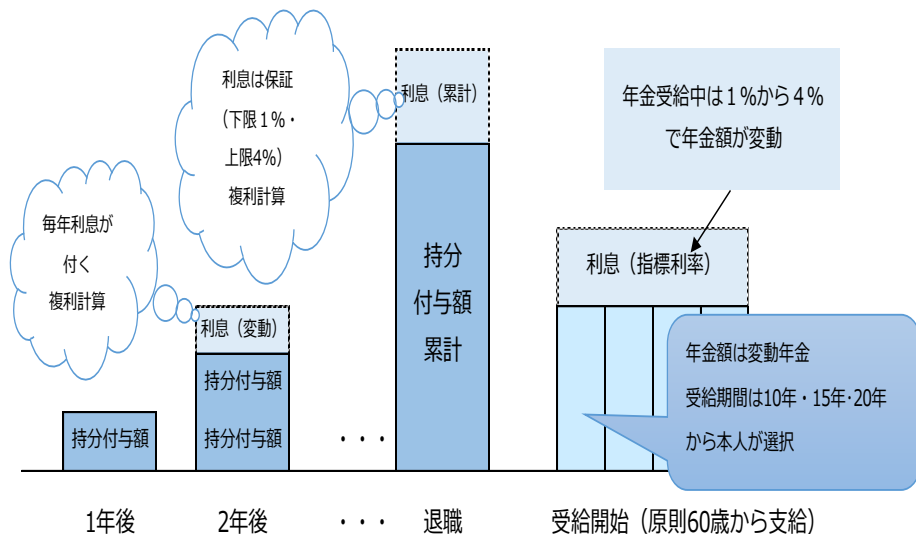
- ❖会社負担の掛金は、損金算入

5. 観光産業企業年金基金の内容

(1) 給付体系

「キャッシュ・バランス・プラン」

経済（金利）の状況に応じて、加入中の積立額や受給中の年金額が変動する「キャッシュ・バランス・プラン」です。給付原資や年金額には一定の最低保障（1%）があり、将来の給付額は保証されています。



＊「キャッシュ・バランス・プラン」による積立額・年金額の計算

- ・ 加入中の積立累計額は国債利回りに連動して決定
- ・ 仮想個人勘定残高に加算する利息を計算する率や金額を計算する際の給付利率が指標金利に連動
- ・ 指標金利に用いるのは10年国債の応募者利回りで、過去5年間に発行された国債利回りの5年（暦年）平均値を指標金利として、翌年の6月1日に改定

■ 指標利率の決め方

〈例〉

2010/1月・2011・2012・2013・2014/12月

10年国債 基準日前過去5年間の平均

2015年4月から1年間の指標金利

■ 利息計算に用いる利率

時期	利率	指標金利	改定時期
加入期間 (暦年単位)	上限 4.0% 下限 1.0%	10年国債の応募者利回り(暦年)過去5年間の 平均値を使用	翌年4月1日に 附利率を改定

(2) 基本掛金

標準給与月額表の98,000円から620,000円までの30等級区分

1,000分の12(全額会社負担)

【例】標準給与月額280,000円の加入員の場合

会社負担掛金 3,360円

(280,000円×12/1,000=3,360円)

※(2)基本掛金の他、事務費掛金1,000分の3があります。

(3) 給付の種類

基金の給付は、老齢年金、脱退一時金、遺族一時金の3種類

給付の種類	内 容
老 齢 年 金	加入員期間が10年以上で退職した方が受けられる有期年金。支給期間は、本人が10年・15年・20年の中から選択
脱退一時金	加入員期間が1年以上10年未満で退職した方、または加入員期間が10年以上で退職した方が脱退一時金を選択した場合に受けられる一時金
遺族一時金	加入員期間が1月以上ある加入員、老齢年金の支給を受けている方、老齢年金・脱退一時金を請求する前に死亡した方のご遺族に支払われる一時金 ※遺族の範囲は1親等（配偶者、または子、父母）

(4) 年金改定率と年金改定期

毎年基準日前発行の10年国債応募者利回りの過去5年間平均に基づき、毎年6月支給分から年金額を改定

(5) 老齢年金の支払回数

金 額	12万円以上	12万円未満
支払期月	6月1日/12月1日	6月1日

老齡年金のモデル年金例

加入員期間 30 年で退職した場合、60 歳から受けられる年金額

◇30 年加入で全期間附利率が下限（1%）の場合◇

30 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額 + 1%の利息相当合計額）
= 1,388,221 円

～10 年有期年金～

年金額 $1,388,221 \text{ 円} \div 9.495^{\text{注}} = 146,205 \text{ 円} \approx 146,200 \text{ 円}$

10 年間の年金額 $146,200 \text{ 円} \times 10 \text{ 年} = 1,462,000 \text{ 円}$

附利率 1% $146,200 \text{ 円} \times 0.01 \times 10 \text{ 年} = 14,620 \text{ 円}$

10 年間の受取総額 $1,462,000 \text{ 円} + 14,620 \text{ 円} = \mathbf{1,476,620 \text{ 円}}$

～15 年有期年金～

年金額 $1,388,221 \text{ 円} \div 13.900^{\text{注}} = 99,872 \text{ 円} \approx 99,900 \text{ 円}$

15 年間の年金額 $99,900 \text{ 円} \times 15 \text{ 年} = 1,498,500 \text{ 円}$

附利率 1% $99,900 \text{ 円} \times 0.01 \times 15 \text{ 年} = 14,985 \text{ 円}$

15 年間の受取総額 $1,498,500 \text{ 円} + 14,985 \text{ 円} = \mathbf{1,513,485 \text{ 円}}$

～20 年有期年金～

年金額 $1,388,221 \text{ 円} \div 18.091^{\text{注}} = 76,735 \text{ 円} \approx 76,700 \text{ 円}$

20 年間の年金額 $76,700 \text{ 円} \times 20 \text{ 年} = 1,534,000 \text{ 円}$

附利率 1% $76,700 \text{ 円} \times 0.01 \times 20 \text{ 年} = 15,340 \text{ 円}$

20 年間の受取総額 $1,534,000 \text{ 円} + 15,340 \text{ 円} = \mathbf{1,549,340 \text{ 円}}$

注：年金現価率

◇30年加入で全期間附利率が2%の場合◇

30年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額+2%の利息相当合計額）
= 1,635,051 円

～10年有期年金～

年金額 $1,635,051 \text{ 円} \div 9.027^{\text{注}} = 181,129 \text{ 円} \approx 181,100 \text{ 円}$

10年間の年金額 $181,100 \text{ 円} \times 10 \text{ 年} = 1,811,000 \text{ 円}$

附利率 2% $181,100 \text{ 円} \times 0.02 \times 10 \text{ 年} = 36,220 \text{ 円}$

10年間の受取総額 $1,811,000 \text{ 円} + 36,220 \text{ 円} = \mathbf{1,847,220 \text{ 円}}$

～15年有期年金～

年金額 $1,635,051 \text{ 円} \div 12.913^{\text{注}} = 126,621 \text{ 円} \approx 126,600 \text{ 円}$

15年間の年金額 $126,600 \text{ 円} \times 15 \text{ 年} = 1,899,000 \text{ 円}$

附利率 2% $126,600 \text{ 円} \times 0.02 \times 15 \text{ 年} = 37,980 \text{ 円}$

15年間の受取総額 $1,899,000 \text{ 円} + 37,980 \text{ 円} = \mathbf{1,936,980 \text{ 円}}$

～20年有期年金～

年金額 $1,635,051 \text{ 円} \div 16.433^{\text{注}} = 99,498 \text{ 円} \approx 99,500 \text{ 円}$

20年間の年金額 $99,500 \text{ 円} \times 20 \text{ 年} = 1,990,000 \text{ 円}$

附利率 2% $99,500 \text{ 円} \times 0.02 \times 20 \text{ 年} = 39,800 \text{ 円}$

20年間の受取総額 $1,990,000 \text{ 円} + 39,800 \text{ 円} = \mathbf{2,029,800 \text{ 円}}$

注：年金現価率

年金現価率表（概要）

残余保証期間	指標利率			
	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%
20年	18.091	16.433	14.988	13.725
15年	13.900	12.913	12.027	11.228
10年	9.495	9.027	8.594	8.191
5年	4.866	4.737	4.614	4.496

一時金の計算方法

- ✿脱退一時金 加入員期間が1年以上10年未満で退職した方
または加入員期間が10年以上で退職した方が脱退一時金
を選択した場合に受けられる一時金

〈一時金額のモデル例〉

平均標準給与月額 280,000円、加入員期間5年で退職した場合

退職時の仮想個人勘定残高 203,600円（付利率下限1%）

- ✿遺族一時金 加入員期間が1月以上ある加入員、老齢年金の支給を
受けている方、老齢年金・脱退一時金を請求する前に死亡し
た方のご遺族に支払われる一時金

〈遺族一時金額のモデル例〉

平均標準給与月額 280,000円、加入員期間20年で死亡した場合

死亡した時点の仮想個人勘定残高 878,800円（附利率下限1%）

短期加入者が死亡された場合で、仮想個人勘定残高が3万円に満たない場
合は、3万円の最低保障

～お問い合わせ先～

観光産業企業年金基金

<http://www.kankosangyo-nenkin.org/>

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 1 階

TEL 03-6380-8659 FAX 03-5275-8145

〈最寄り駅〉

J R

市ヶ谷駅 徒歩 10 分

都営線・東京メトロ

市ヶ谷駅 4 番出口より 徒歩 10 分

東京メトロ

麹町駅 6 番出口より 徒歩 5 分

